

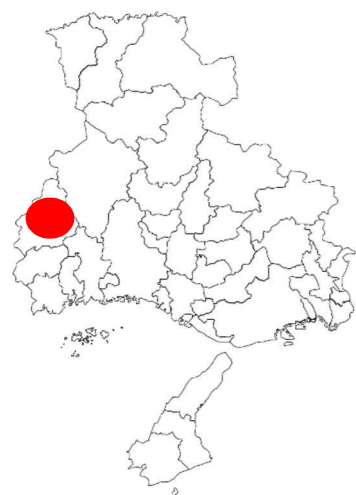
景観形成重点区域（佐用町平福地区）

【概要】

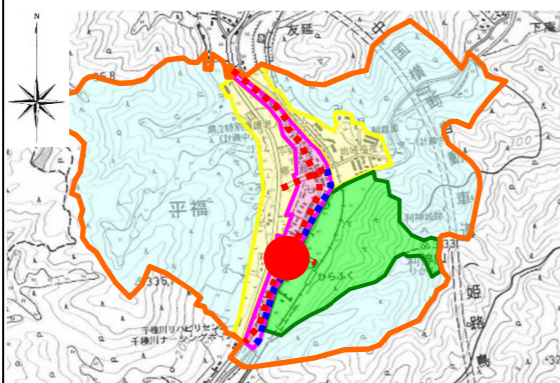
佐用町平福地区は、14世紀の半ばから因幡街道に面し経済上、軍事上きわめて重要な場所で、豪族屋敷村として形成された。関ヶ原の合戦後、山頂に利神城が築城され、山裾の佐用川と庵川に囲まれた地に武家の屋敷地を配備し、川向かいの街道に沿って町人地を建設した。その後、在郷地となり鳥取藩の宿場町となった。このように、城下町として都市計画がなされ、後に宿場町となった経緯からその両方の景観を有する町並が特徴となっている。

ビューポイントは、平福の天神橋上にあり、周辺の歴史的なまちなみに配慮した外観で架け替えられ、平成21年の台風9号災害により改修される際も同様の配慮がなされた。

【位置図】



【景観形成地区図】



【視点場（ビューポイント）（平福の天神橋）】



景観形成重要建造物 【瓜生原二郎家住宅】
 【瓜生原恒男家住宅】
 【前川家住宅】

【見える景観】

城下町で、佐用川を外堀に見立て、東側に武家屋敷、西側に町人居住地が造られた。天神橋から川面に映る昔ながらの土蔵群の風景を見ることができる。

【景観形成重点区域内にある建築物等の状況】



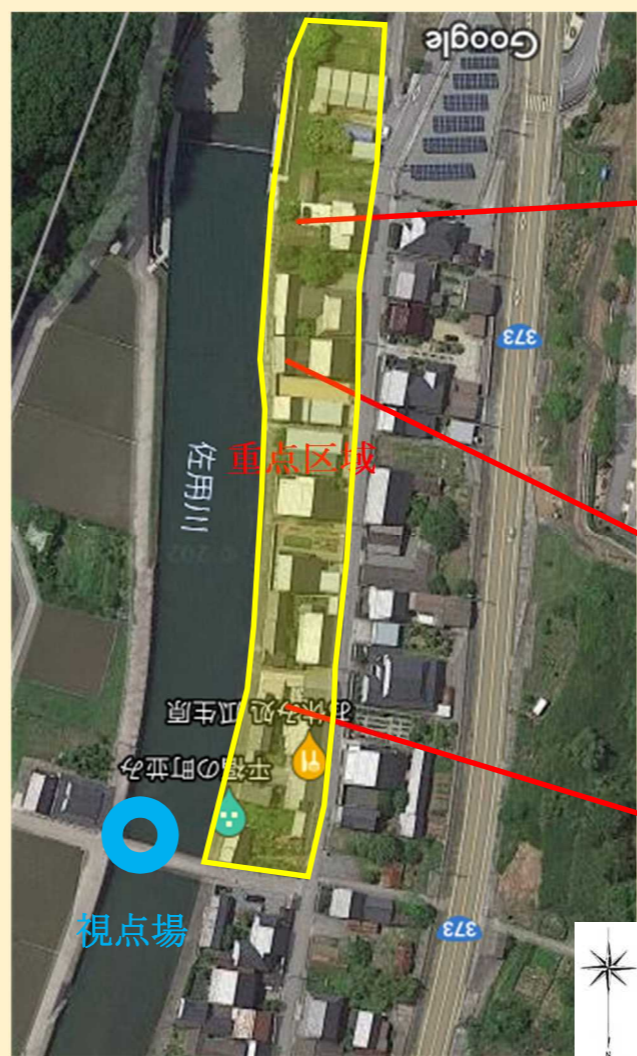
樹木の維持・管理



景観に合わせた建築物



景観重要建造物



対象は、原則、川端景観通りに面するものを対象とする



樹木の維持・管理



視点場から見えない建築物は対象としない

【景観形成重点基準（案）】

(1) 建築物に関する基準
 佐用川の水面に映る川座敷と土蔵群の景観の維持に努める

高さ	階数は2階以下とする。
屋根・庇	屋根は切妻又は入母屋の勾配屋根とし、和瓦葺きとする。
外壁	土壁、板張り、漆喰塗りとする。
建具	建具は木製とする。
外構	・門、塀の仕上げは、腰部分は板張り、上部は真壁漆喰塗り、和瓦葺きとする。 ・野面積みの石垣が残る箇所はその保存及び維持管理に努める。
建築設備等	やむを得ず、空調機等が川端に面する場合は、意匠及び色彩に配慮した目隠しを設置する。

(2) 自動販売機に関する基準

位置	川端からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないこととする。
意匠	企業名、商品名等の広告を控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	建築物に付帯する場合は、建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観と調和を図る。
その他	周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景を図る。

(3) 広告物

提出物	できるだけ数を少なくし意匠及び色彩に配慮する。
-----	-------------------------

